

岩手県告示第669号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第104条第1号に規定する漁業に係る次の加入区について、同法第105条の2第4項の規定により、同条第3項の規定による届出を審査した結果、同条第1項に規定する要件に適合すると認める。

令和4年12月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

加入区の名称	漁業の区分
角浜	わかめをとる漁業
小子内浜	わかめをとる漁業
小袖	わかめをとる漁業
久喜	わかめをとる漁業
野田	わかめをとる漁業
玉川	わかめをとる漁業
種市	こんぶをとる漁業
鹿糠浜	こんぶをとる漁業
玉川浜	こんぶをとる漁業
戸類家	こんぶをとる漁業
宿戸	こんぶをとる漁業
小子内浜	こんぶをとる漁業
有家浜	こんぶをとる漁業
南侍浜	こんぶをとる漁業
久慈浜	こんぶをとる漁業
小袖	こんぶをとる漁業
重茂	こんぶをとる漁業